（様式第1号）

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票（評価対象年度：令和7年度）

施　設　の　名　称	閖上漁港の指定施設
指 定 管 理 者 の 名 称	宮城県漁業協同組合
施 設 所 管 部 課 (室)	水産林政部漁港整備推進室

1．当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期　　間	管理形態	指定管理者（管理受託者）の名称	摘 要
平成18年 4月 ～ 平成21年 3月	指定管理	閖上漁業協同組合	
平成21年 4月 ～ 平成24年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
平成24年 4月 ～ 平成30年 3月	直営		
平成30年 4月 ～ 令和 5年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
令和 5年 4月 ～ 令和10年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	

※ 管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入

2．現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名　称	宮城県漁業協同組合
	所在地	石巻市開成1番27
指　定　期　間	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日（5か年）	
募　集　方　法	■ 公募　□ 非公募	

3．施設の概要【施設所管課記入】

施　設　の　名　称	閖上漁港の指定施設	
所　在　地	名取市閖上字東須賀地先、 名取市閖上5丁目地先	
設　置　年　月	平成13年4月	
根　拠　条　例　等	漁港管理条例	
設　置　目　的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止することにより、漁港の適正な管理を図るもの	
施　設　の　内　容	敷　地　面　積	㎡
	構　　造	
	内　　容	指定施設A　全長134メートル　10m未満のプレジャーボート等 指定施設B　全長543メートル　10m未満のプレジャーボート等 指定施設C　全長150メートル　10m以上の遊漁船、PB、長期係留船、作業船、海難戦及び海難避難船、等
開　館　（　所　）　日	365日	
開　館　（　所　）　時　間	午前　時　分 ～ 午後　時　分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業　務　の　範　囲	漁港管理条例第18条 第2号　指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号　指定施設の維持管理に関する業務	
利　用　料　金　制	採 用 の 有 無	□ 有　■ 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	40 人	42 人	41 人	102.5%	97.6%

※ 対象施設が複数ある場合は施設ごとに記入

(2) 延べ利用者数の内訳

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
指定施設A	0 人	0 人	0 人	-	-
指定施設B	33 人	34 人	34 人	103.0%	100.0%
指定施設C	7 人	8 人	7 人	100.0%	87.5%
合　　計	40 人	42 人	41 人	102.5%	97.6%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入　　(単位:千円、%)

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
県指定管理料	1,309	1,323	1,342	102.5%	101.4%
利用料金収入				-	-
その他				-	-
収 入 計 (a)	1,309	1,323	1,342	102.5%	101.4%

(2) 支出

人件費	1,252	1,266	1,285	102.6%	101.5%
施設管理費	45	45	45	100.0%	100.0%
事業運営費	12	12	12	100.0%	100.0%
その他				-	-
支 出 計 (b)	1,309	1,323	1,342	102.5%	101.4%

(3) 収支

収　支 (c)=(a)-(b)	0	0	0	-	-
前期繰越収支差額				-	-
次期繰越収支差額				-	-

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲

6. 評価対象年度（令和7年度）の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

主な視点	項　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
経済性	施設・設備の維持管理業務の実施	毎週月曜と金曜日は、漁港の見回り、係留船の確認、施設の目視での確認業務を行っております。	毎週月曜と金曜日は、漁港の見回り、係留船の確認、施設の目視での確認業務を行った。 　また、低気圧等の発生の場合は、注意喚起のため、係留場にて確認と、利用者への声掛けを行った。	A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A
	収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり。	指定施設B、Cに関しては、満了・新規の出入りはあるものの、現在の上限隻数内で管理している。	A	適正な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。	A
効率性	管理運営体制	支所職員で管理運営を行っている。	仙南支所として、担当職員のほかに、業務応援に来て頂いた職員も、管理運営に協力を頂いた。 　それに伴い、新人教育も行っている。	A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
	人員体制	正規　4 人　非正規　人				
	運営業務（ソフト事業等）の実施	指定施設の使用許可申請・更新書類の受付　許可書・ステッカーの交付 使用料の徴収	許可申請及び更新の案内状を作成し、期間内に書類の提出を出来るよう努め、許可発行後、利用者に請求書を作成、使用料の徴収に遅延がない様務めた。	A	各種書類は正しく整理されており、適正に実施されていると認められる。	A
有効性	利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおり。	利用者の変更はあるものの、現状が上限値であると考える。	A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。	A
	利用者サービスの向上	・巡回による施設の点検 ・組合員に協力要請を依頼している。	PB船代表者と、巡回時、意見交換を行ったり、運営委員長にPB船の、一時避難の協力を要請したり、密な連絡を取りよう心掛けた。	A	施設の清掃及び巡回点検により安全が確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A
	利用者の苦情、要望等の把握とその反映	巡回点検時に意見交換を行ったり、申請時や使用料支払い時に要望等の把握に努めた。	低気圧等の状況確認時、利用者との連絡や意見交換を行い、事故等の情報共有を図った。	A	窓口対応の際、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応したと認められる。	A
その他	県民の平等利用	施設利用の選定については、平等を期すため、申請順にて案内している。	適正に対応した。しかしながら、現状の係留場所については、指定施設Aは水深および構造上の制約により使用できず、現状が上限値と考えている関係上、なかなか新規者の受入案内を行えていないと考える。	B	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A
	安全対策	プレジャーボート利用者の方々の中から連絡役をお願いし、異常があれば、速やかに利用者へ連絡を行ってい頂くよう連絡体制を作った。また、地元漁業者へも協力を頂くようお願いしている。	適正な管理運営している。	A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A

主な視点	項　　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
その他	個人情報の保護	個人情報の保護に関する取扱いについて、担当職員はもちろん、宮城県漁業協組合職員全体で徹底を周知している。	適正な管理運営している。	A	個人情報の保護が徹底されていると認められる。 ただし、情報公開はモデル規程に基づき対応しており、協定に定める取扱に至っていない。	B
	自主事業の実施					
	その他の取組					
総 合 評 価			今年度は、係留者の動きがあり、年内での申請や更新が多かった、しかし、今までの利用者との連携が密に出来たことから、大きなトラブルも無く、また、徴収業務も遅延が軽微に済ます事ができた。	A	概ね適正に実施されたものと認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫･改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫･改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者･施設所管課記入】

項　　目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	利用者の現状が上限値であると考えるが、今後も利用要望者が増えると、施設増加も検討しないといけないと考えるが、指定施設Aは水深および構造上の制約上、大規模な増設工事が必要になると考える。	適正な施設管理がされている。今後も指定管理者と意見交換などし、利用者の更なる利便性向上を図っていく必要がある。